週休 2 日工事の実施要領の改定について (お知らせ)

令和7年9月

山口県農林水産部(農村整備課・漁港漁場整備課)

建設業の担い手確保・育成に向けては、建設工事従事者の休日の確保や処遇改善を行うことが重要です。このたび、週休2日の実現に向けた取組を強化するため、以下のとおり、実施要領を改定することとしたので、お知らせします。

令和7年10月1日~

月単位及び完全週休2日の補正係数を改定し、通期の補正係数を廃止します。

【詳細】

1 発注方法等

- ・現場作業を行う期間が1週間以上の全ての工事*において発注者指定型の「週休2日工事(現場閉所型または交替制)**月単位**」で発注する。
- ・契約後の受発注者協議により、月単位もしくは完全週休 2 日のどちらを実施するか決定する。
 - ※応急復旧工事など、週休2日工事の実施が困難な工事は除く。

2 経費の補正方法

- ・発注時は、月単位の補正係数で各経費を補正したうえで予定価格を設定する。
- ・完全週休2日の達成が確認された場合は、完全週休2日の補正係数で各経費を乗じた 契約変更を行う。

※月単位:連続する全ての4週間(28日)において、4週8休以上の休日を確保している状態

※完全週休2日:連続する全ての週において、土日の休日を確保している状態

3 工事成績評定

月単位の達成とともに、週休2日の推進に向けた積極的な取組*を行った場合や、完全週休2日で達成した場合に、工事成績評定の考査項目別運用表において評価する。 なお、月単位の達成を評価する今回の運用は令和7年度のみの措置とする。

※取組事例:週休2日の達成状況を現場に掲示するなど、積極的に取り組んでいることを PR した/定期安全研修・訓練等においてパンフレットを配布する等、下 請業者への週休2日の普及に努めた。 など

(詳細は https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23405.html)

4 適用基準日

令和7年10月1日以降、入札公告又は指名通知する工事に適用する。

5 その他

詳細は、農村整備課ウェブサイト(以下 URL)に掲載の「週休2日工事の実施要領(令和7年10月)」を参照。

https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/104/150092.html

(組織から探す > 農林水産部 > 農村整備課 > 【お知らせ】週休 2 日工事の実施要領の改正について)